

公立学校共済組合長野支部被扶養者認定規程

昭和 42 年 11 月 1 日

最終改正 令和 6 年 12 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公務員等共済組合法第 55 条の規定に基づき、公立学校共済組合長野支部長（以下「支部長」という。）に届出のあった被扶養者の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程で次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生：学校教育法第 1 条に規定する学校の学生並びに同法第 108 条、第 124 条及び第 134 条に規定する短期大学、専修学校及び各種学校の学生（同法第 53 条、第 54 条、第 86 条に規定する定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。）をいう。
- (2) 恒常的な所得：向こう 1 か年間の勤労所得、事業所得及び資産所得等をいう。
- (3) 給与条例上の扶養親族：一般職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 6 号）第 14 条第 1 項に規定する扶養親族に該当する者をいう。
- (4) 年間限度額：被扶養者の所得に係る年間限度額をいう。130 万円とする。ただし、国民年金法及び厚生年金保険法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する場合の者及び 60 歳以上の者の場合 180 万円とする。

(被扶養者の認定)

第 3 条 被扶養者の認定は、支部長が行うものとする。

(被扶養者の範囲)

第 4 条 被扶養者の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持しているもので、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる次の各号の一に掲げる者とする。ただし、その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与に関する法律第 11 条第 1 項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者、組合員が

他の者と共同して同一人を扶養する場合において組合員が主たる扶養者でない者、恒常的な所得の年額の合計が年間限度額以上の者及び後期高齢者医療制度の被保険者は除く。

- (1) 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 組合員と同一世帯に属する次に掲げる者
 - ア (1)に掲げる者以外の三親等以内の親族（組合員の伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、連れ子等）
 - イ 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後における父母及び子を含む。）

（被扶養者の申告及び認定通知）

第5条 組合員となった者に被扶養者の要件を備える者があるとき、又は生じたときは、被扶養者認定・取消申告書（別添様式「扶養1号」以下「申告書」という。）及び「公立学校共済組合長野支部被扶養者認定事務取扱要領」で別途定める添付書類を、所属所長に提出しなければならない。

- 2 所属所長は、申告書の内容を確認し、添付書類と共に支部長へ提出する。
- 3 支部長は、第1項の申告が、事実が生じた日から30日以内になされたときはその事実発生の日、その事実が生じた日から30日以内になされない場合は、所属所長が当該申告書を受理した日をもって、それぞれ認定する。
- 4 支部長は、第1項によって申告のあった者について、前条各号の一に該当しないときは、理由を付した文書を所属所長経由で申告者に通知する。
- 5 支部長は、被扶養者を認定したときは、所属所長経由で資格確認書を交付する。ただし、資格確認書については要否確認により「要」に該当する者に対して交付を行う。

（被扶養者の取消手続及び通知）

第6条 組合員は、被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、直ちに申告書、「公立学校共済組合長野支部被扶養者認定事務取扱要領」で別途定める添付書類、組合員被扶養者証（有効期限を経過していない場合に限る）及び資格確認書（交付されている場合に限る）を、所属所長に提出しなければならない。

- 2 所属所長は、申告書の内容を確認の上、添付書類、返納分の組合員被扶養者証（有効期限を経過していない場合に限る）及び資格確認書（交付されている場合に限る）と共に支部長へ提出する。
- 3 支部長は、配偶者（組合員）からの暴力を受けた者に係る被扶養者から、暴力を受け

ている旨の証明書を添付し、文書により被扶養者の取消申告がされた場合には、組合員からの申告がない場合でも、被扶養者から取消することができるものとする。ただし、被扶養者を取消したことを組合員に対し通知することとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 42 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、昭和 56 年 5 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、昭和 60 年 3 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、昭和 61 年 3 月 10 日から施行する。
- 7 この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、昭和 62 年 5 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 1 年 5 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 11 この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規程は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。
- 14 この規程は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。
- 15 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 17 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この規程は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。